「明石市立王子小学校ほか５校外壁爆裂他補修修繕」

業務仕様書

第１章 総則

１ 本仕様書の適用

本仕様書は、明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当が発注する修繕業務に適用する。

２ 費用の負担

本業務の検査等に伴い必要となる費用は、原則として受注者の負担とする。

３ 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守し、必要な届け出・手続き等はあらかじめ本市担当職員と協議の上、受注者が代行すること。

４ 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって明石市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。ただし、本市担当職員が必要でないと認めた場合はこの限りではない。

(1) 着手届 １部
(2) 現場代理人・各技術者届 １部
(3) 経歴書もしくは資格者証の写し １部
(4) 有資格者一覧表（免許の写しを含む） １部
(5) 工程表 １部 …学校にも提出
(6) 仮設計画図 １部 …学校にも提出
(7) 施工計画書 １部
(8) 施工体系図 １部
(9) 完了届 １部

なお、本市担当職員に承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

５ 業務責任者

受注者は、現場代理人をもって業務責任者とし、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

６ 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、本市担当職員と協議しなければならない。

7 品質

機器・材料等の制作・据付においては、使用される設備の使用目的を発揮できることを最優先とし、いかなる場合も機能を発揮できるまで受注者の責務でもって対処すること。

8 検査

(1) 業務責任者は、完成検査及びその他検査には立ち会わなければならない。

(2) 受注者は、完成検査において不合格を指摘された箇所は、手直しを行わなければならない。

9 関係官公庁との協議

受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

10 施工中の安全確保

(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事等編）（令和元年 9 月 2 日付 国土交通省告示第 496 号）及び建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日付 建設省営監発第 13 号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

(2) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

11 疑義の解釈

受注者は、事前に設計図書等を十分確認したうえで、入札に応じること。また、落札決定後の異議申立については一切認めないものとする。なお、修繕内容等に疑義があるときは入札前に解決し、落札後は本市担当職員の指示に従うこと。

第２章 図書の提出

1 提出書類

受注者は、下記書類を提出し、本市担当職員の承諾を得ること。ただし、本市担当職員が必要でないと認めた場合はこの限りではない。

(1) 完成図書（下記を含む） １部

ア 完成写真

イ 修繕の各工程写真

ウ 主要資材メーカーリスト及び材料試験表

エ 納品書

オ 緊急連絡網

カ 第３章の６ 発生材の処理等 に関する書類

キ 上記ア～カ及び「第１章４ 提出書類」のデータ CD または DVD

(2) 各保証書 １部 （本修繕対象校舎の記載を含む配置図添付のこと）

第３章 一般事項

１ 施工監理

(1) 業務責任者は、電話等で速やかに連絡がとれる体制で、本市担当職員の指示を受け、施工監理・材料機器等の保管及び現場作業員の指導等、本業務に関する一切の事項を処理すること。

(2) 既設撤去物については、本市担当職員と事前協議のうえ、適切に場外処分又は指定場所へ保管すること。

２ 損傷部補修

(1) 本業務に際し、建造物・機器等を損傷しないように十分注意すること。

(2) 万一損傷した場合は、本市担当職員の指示に従い、同程度の資材をもって速やかに原型復旧すること。

(3) 受注者は、本業務にあたり注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときはその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

３ 災害事故防止

受注者は、現場作業員等の災害事故防止対策に万全を期すほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定を遵守すること。

４ 一括委任の禁止

受注者は、本業務の作業において、一括して他の業者に下請けをさせてはならない。

５ 機能停止の承認

受注者は、業務上設備の機能の停止が必要となるときは、あらかじめ本市担当職員と協議すること。

６ 発生材の処理等

(1) 本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。

(2) 発生材については、建築リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令のほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、本市担当職員に報告すること。

(3) アスベストが検出された現場については、アスベスト検出報告書、施工計画書、建設廃棄物処理委託契約書、収集運搬業及び処分業にかかる許可証、マニュフェスト E 票の写しを提出すること。

(4) 受注者は、明石市がすすめる環境マネジメントシステムに協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。

７ その他

(1) 受注者は、本業務にあたって要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また本市担当職員と適切に行われた協議のもとに施工を行うこと。

(2)　受注者は、施工を行う前に本市担当職員と、本業務の学校及び近隣への周知方法・周知対象について協議を行い、その指示に従うこと。
(3)　業務責任者は、修繕期間中できる限り変更しないこと。
(4)　万一事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し本市担当職員に報告すること。
(5)　現場着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、完成時に現状復旧が行われているか確認すること。また本業務完了後は、本市担当職員の指示に従い、施工現場の整理整頓・後片付け等の清掃を行うこと。
(6)　本業務期間中は、敷地内外の安全対策に十分配慮の上、施工を行うこと。また足場材の搬入・組立及び解体・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して通行人の安全を確保すること。
(7)　作業工程、仮設計画等の作成にあたっては、施設管理者と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。特に、作業音・粉塵等が発生する工程については、事前に施設管理者と協議すること。
(8)　原則として、日曜日、祝日及び夜間は作業を行わないこと。
(9)　敷地内及び敷地周辺は、全面禁煙とする。
(10)　本業務にあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要な事項又は業務の性質上必要と思われるものについては、受注者はその責任において遂行しなければならない。